デンタルスタッフ·ヨライ·プロジェクト ニュース [vol.83]



個人情報の取り扱いに注意!



「個人情報保護法」が3年ごとに見直しされることとなり、2022年4月1日から施行されました。情報漏洩時の報告が義務化され、措置命令、報告義務違反の罰則について法定刑が引き上げられました。メールやFAXの誤送信、裏紙の再利用などにも気をつけましょう。

漏えい時に個人情報保護委員会や本人への通知が義務化

- ・要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えいやそのおそれがあった場合
- ・(クレジットカード番号など)不正利用により財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えいやそのおそれがあった場合
- ・不正目的での個人データの漏えいやそのおそれがあった場合
- ・1000人を超える個人データの漏えいやそのおそれがあった場合

個人情報とは?

生存する個人の情報であり、氏名、生年月日、そのほかの 記述等により特定の個人を識別できるもの

要配慮個人情報とは?

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪 により害を被った事実等など

医院において特に注意しなければならない個人情報とは?

診療録、処方箋、手術記録、検査所見記録、X線写真、医療情報提供書、処方せんの控えなど

参考: https://www.biz.ne.jp/matome/2003342/ https://keiyaku-watch.jp/media/hourei/kojinjyouhouhogohouishohou202101

措置命令、報告義務違反の罰則について法定刑の引き上げ

- 措置命令の違反の罰則:
 - 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 - ⇒1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - (法人の場合) 30万円以下の罰金
 - ⇒1億円以下の罰金
- ・報告義務違反の罰則:30万円以下の罰金 ⇒50 万円以下の罰金
- ・個人情報データベース等の不正流用 (法人の場合)50万円以下の罰金 ⇒1億円以下の罰金

個人情報を漏洩しないために…

- *情報はできるだけ外部へ持ち出さない
- *情報を安易に放置しない
- *情報の破棄にも気をつける
- *不要なものは持ち込まない
- * パスワードやアクセス権は他人とシェアしない
- * 守秘義務を守ることを徹底する
- *報連相を欠かさない



DH Pro.セミナー講師 谷口 裕子先生による コラムのコーナー



私が規格性口腔内写真撮影を知ったのは15年前になります。当時は重くてカメラを持つことさえままならず、診療が始まる前にまるで筋トレをしているかのように一汗かきながらも、"上手くなりたい。早く撮れるようになりたい。"という一心で毎日撮影練習を行っていました。最初は、マネキンから始め、スタッフの口腔内へ移りトレーニングを行っていました。早くてスムーズに規格性のある写真が撮れるようになってくると写真整理やチェックするのがいつの間にか楽しくなっていました。

口腔内写真の最大のメリットは、肉眼では気づきにくいり スクや変化がわかること、変化が追えること、文字や数値化 しづらいデータ、カルテに記載することが困難な情報を保存 することができる点です。

撮影のトレーニングすることで、自分の得意なことを増や し自信につなげられると、毎日の歯科衛生士業務がさらに楽 しくなると思います。これからチャレンジする方、苦手意識 がある方は是非頑張って欲しいです。

得意を増やし、自信につなげる

